

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年6月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200465号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300014号

## 第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA社における平成20年2月16日から平成22年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年2月から平成22年7月までの標準報酬月額を15万円から20万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年2月16日から平成22年8月1日まで  
② 平成25年8月21日から平成25年11月21日まで

請求期間①について、平成20年2月に入社してから平成22年7月まで給与明細書が15万円と5万円の2枚に分かれており、経理担当者からは20万円分の厚生年金保険料を控除していると説明を受けていたが、日本年金機構から送付された標準報酬月額の月別状況を確認したところ、当該期間の標準報酬月額は15万円となっていた。平成22年8月以降、給与明細書は20万円分の1枚になったが、請求期間においても20万円の給与を支給されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間②について、年金記録を確認したところ、当該期間における厚生年金保険の記録がなかったが、平成25年8月に入社し、3か月の試用期間はあったが、当該期間も試用期間後と同様の勤務をしていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求期間の標準報酬月額は15万円と記録されているところ、事業主から提出された請求者に係る給与支給情報(以下「給与支給情報」

という。)及び請求者から提出された給与の振込額一覧により、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額決定の基礎となる月において、事業主からオンライン記録の標準報酬月額(15万円)を超える報酬月額(20万円)の支払を受けていたことが確認できるものの、当該期間における給与からの厚生年金保険料控除額(平成20年2月から同年8月までは11,247円、同年9月から平成21年8月までは11,512円、同年9月から平成22年7月までは11,778円)に見合う標準報酬月額(15万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成20年2月から平成22年7月までの標準報酬月額については、給与支給情報から確認できる本来の報酬月額(20万円)に見合う標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(15万円)の方が低額であり、かつ、当該標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

しかしながら、上記のとおり、給与支給情報から確認できる請求期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、日本年金機構は、請求者の本来の標準報酬月額については、20万円で決定することが妥当である旨回答している。

以上のことから、請求者のA社における平成20年2月から平成22年7月までの標準報酬月額については、給与支給情報から確認できる本来の報酬月額及び日本年金機構の回答から、20万円に訂正することが必要である。

なお、上記のとおり、請求者は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、上記訂正後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出されたB社に係る給与振込口座の預金通帳により、請求者は請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金特例法により請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正するためには、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるところ、事業主は、請求期間については試用期間であり、社会保険には加入させない取扱いであったため、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答しているほか、請求期間当時の資料は保管しておらず、当時の担当者も退職しているため、請求者の請求期間に係る給与の支払及び給与からの厚生年金保険料控除に

ついて確認できる資料等はないと回答している。

また、B社の社会保険や給与計算等の業務を受託している社会保険労務士法人は、同社の業務を受託していた前任の社会保険労務士から同社に係る資料は引き継いでいるものの、請求期間当時の資料は保管されていない旨陳述している。

さらに、C市から提出された請求者に係る「個人住民税の課税状況について（回答）」、「平成26年度（平成25年分）市・県民税申告書」及び「平成25年分給与所得の源泉徴収票」における年間の社会保険料等の額により、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていなかったことが推認できる。

加えて、請求者から提出されたB社に係る給与振込口座の預金通帳で確認できる振込額からは、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200660号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300009号

## 第1 結論

昭和48年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月から同年9月まで

昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、義父からの勧めで納付したと思われ、平成20年頃に社会保険事務所(当時)で受け取った「被保険者記録照会」における昭和48年度の納付記録欄に「3」と記録されていたのは当該期間の保険料が納付済であることを意味しているのではないかと考えている。

昭和48年7月から同年9月までの保険料については、同年9月に結婚した後、妻が自宅に集金に来ていた国民年金委員に保険料を3か月分ずつ渡していた記憶があり、家計簿にも当該期間の保険料についての記載がある。また、現在、保管している同年12月8日付けの年金委員の受領印がある領収証の裏面に「3」という数字が書かれており、請求期間のうち、いずれかの3か月分の国民年金保険料を納付したのではないかと考えるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料について、請求者は、義父からの勧めで納付したと思う旨陳述しているが、A市及びB市の請求者に係る国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、同年10月8日にA市からB市に転入する届出を行ったことが確認できるところ、両市の請求者に係る被保険者名簿において、同年4月から同年6月までの国民年金保険料が収納されたことを示す記載はない上、請求者は、納付した時期や場所、納付方法等についての具体的な記憶はないと陳述している。

また、請求者は、平成20年頃に社会保険事務所で受け取った「被保険者記録照会」における昭和48年度の納付記録欄に「3」と記録されていたことから昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料が納付済であると思う旨主張しているが、A市及びB市の請求者に係る被保険者名簿においては、同年10月から昭和49年3月までの保険料が収納された記録が確認でき

るところ、オンライン記録においては、平成 23 年に昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分が納付記録として追加されていることから、平成 20 年頃の「被保険者記録照会」における納付記録欄の「3」は昭和 48 年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分を示すものと考えられる。

昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料について、請求者は、同年 9 月に結婚した後、妻が自宅に集金に来ていた国民年金委員に保険料を 3 か月分ずつ渡していた記憶があり、家計簿にも当該期間の保険料についての記載があるとしているところ、請求者から提出された家計簿には、同年 9 月 23 日の日付とともに「国民年金」、「1,650」の記載があり、この数字（金額）は当時の国民年金保険料の月額（550 円）の 3 か月分（1,650 円）と一致している。

しかしながら、前述のとおり、請求者は昭和 48 年 10 月 8 日に A 市から B 市への転入の届出を行っていることが確認でき、家計簿に記載された同年 9 月 23 日時点で B 市の国民年金委員が請求者の保険料を収納したとは考え難い。

一方、請求者の妻は請求期間において既に B 市に住所登録しており、同市の請求者の妻に係る被保険者名簿によると、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、家計簿に記載された日付に近い同年 9 月 26 日に収納されているほか、家計簿に二人分の保険料の金額が記載されている昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの保険料及び同年 4 月から同年 6 月までの保険料は、同市の請求者及び請求者の妻に係る被保険者名簿によると、いずれも同一日に夫婦二人分が収納されていること等を踏まえると、家計簿の昭和 48 年 9 月 23 日に記載された一人分の保険料が請求者の保険料であるとは判断できない。

また、請求者は、請求者に係る「昭和 48 年度国民年金保険料納付書兼領収証書」を提出し、昭和 48 年度の第 3 期分（10 月から 12 月まで）の国民年金保険料について昭和 48 年 12 月 8 日付けの国民年金委員の受領印がある領収証書の裏面に「3」という数字が書かれ表面と同じ領収印があることから、請求期間のうち、いずれかの 3 か月分の国民年金保険料を納付したのではないかと思う旨主張しているが、当該領収証書の裏面には、請求者の妻の氏名とともに「3 期分」との記載も確認できることから、当該領収証書の裏面の記載は、請求者の妻に係る第 3 期分の保険料を同年 12 月 8 日に国民年金委員が収納したことを示していると推認できる。

さらに、A 市及び B 市の請求者に係る被保険者名簿に、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料が収納されたことを示す記載はなく、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名及び類似の氏名による検索を行ったが、請求者に基礎年金番号に統合された現在の国民年金手帳記号番号とは別の番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。